

証券コード 3967
平成29年 5 月 8 日

株 主 各 位

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

株 式 会 社 エ ル テ ス

代表取締役社長 菅 原 貴 弘

第 6 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 6 期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年 5 月 24 日（水曜日）午後 6 時 30 分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年 5 月 25 日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号
霞が関ビルディング 1 階 プラザホール
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第 6 期（平成28年 3 月 1 日から平成29年 2 月 28 日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
議 案 取締役 2 名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://eltes.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度の我が国のインターネット市場においては、インターネット広告費の総広告費に占める割合が2割を超える（電通「2016年日本の広告費」）等、市場拡大が継続しております。これに関連して、日本国内におけるTwitterの月間利用者数が平成27年12月の3,500万人から平成28年9月に4,000万人を超える等ソーシャルメディアの利用者数も増加の一途を辿っております。

一方で、ソーシャルメディアでの消費者の行動や投稿を契機として企業が予期せぬリスクに晒される状況も増加しており、ソーシャルメディアを有効に活用するためにリスク管理体制の整備と強化が求められております。

このような環境の中、当社は「リスクを解決する社会インフラの創出」を経営理念として、リスクに特化したビッグデータ解析技術をベースに、SNSやブログ、検索サイトなどWeb上の様々なメディアに起因するリスクに対するソリューションを企業等に提供しております。

当事業年度におきましては、大手損害保険会社との連携によるネット炎上時の補償サービスの開発を行ったほか、顧客の特性に合わせたリスクマネジメント支援に注力するため、組織を産業種類別に再編して業種毎の営業・コンサルティング体制を構築し、付加価値の高いサービス提供を図ってまいりました。

新規領域においても、人工知能を活用した内部不正検知サービスであるリスクインテリジェンスサービスも本格的に開始し、IT先進国であるエストニアの企業との提携によるソフトウェア「Vizkey」の提供を開始する等、サービスの複層化を図りました。

これらにより、顧客が抱える課題解決に貢献することで、既存顧客の深耕や大手企業・新規顧客の獲得、競合からのリプレイスを行うことができました。

また、今後の成長を見据えて、セキュリティ機能及びコーポレートブランディングの強化のため、本社移転を実施いたしました。

この結果、売上高は前年同期比43.7%増の1,379,977千円となり、営業利益は前年同期比35.8%増の183,588千円、経常利益は前年同期比28.9%増の170,014千円、当期純利益は前年同期比17.0%増の104,027千円となりました。

なお、当社はソーシャルリスク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を行っておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は109,591千円であり、その主なものは新オフィス設備費用87,794千円であります。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、平成28年11月29日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場し、公募増資により247,020千円、平成28年12月30日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により53,356千円の資金調達を行いました。また、平成29年2月21日に新株予約権の行使により192,000千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

① 当社サービスの認知度向上

今後も高い成長性を維持していくために、当社では費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んでまいります。

S N Sの利用率の増加に伴い、企業によるソーシャルメディアマーケティングも活性化しておりますが、同時にソーシャルメディアの有効活用のために、ソーシャルリスクに対する管理体制の整備運用が求められます。

このような環境下、当社サービスの拡販には、企業を取り巻くソーシャルリスクを正しく理解していただくことが重要であると考えております。当社は、通常の営業活動のほか、ソーシャルリスクに対する研究成果を各種メディアやWeb媒体などを通じて広く情報提供することにより、社会にリスクを周知し、それらに応じた適切なマネジメントを促す活動に、取り組んでおります。

また、パフォーマンスの高いサービスを提供し、顧客満足度を更に高め、信頼を得ることにより、継続的な取引をしていただき、クライアントや市場からの認知度を高めることが重要であると考えております。

② 新サービスの開発

当社が強みとするリスク検知に特化したビッグデータ解析によるソリューションには様々な可能性があると考えており、Webの風評・情報漏洩・従業員不正・産業スパイ等、企業の競争力にも影響を与える重大なリスクを解決するための新規ビジネスの創出に取り組んでおります。

企業にとって重大な影響を与える組織内部の不正を検知するサービスについて、ログデータから内部不正の予兆を見つけ実行を阻止する事前検知型のアプローチを提供するなど、市場や顧客の潜在需要を予測し掘り起こすサービスの開発を継続的に行ってまいります。

加えて、専門性を持ったパートナーとの連携を推進することにより、新規サービスの展開や既存サービスの領域拡大を早期に図ることで、既存クライアントに付加価値の提供を拡充し、新規クライアントの獲得を図り、優良なサービスを継続的に提供していく方針です。

③ 人材の強化

継続的に企業価値を高めていくため、業容拡大に向けた人材の強化が重要であると考えております。当社事業は法人顧客が主となるため、コンサルティング部門や営業部門を更に強化していく必要があります。また、付加価値の高いサービス提供のため、ビッグデータ解析やインターネット関連の技術を持つ人員の安定的な確保も必要不可欠であります。そのため、採用による増員を行うと同時に、継続的な社員教育を行い、能力向上の機会を増やし、人材の育成及び強化を行ってまいります。

また、実力のある人材には積極的に責任のある役割を任せる等、人事制度の構築や権限委譲の促進による組織力の強化に取り組み、組織の活性化を図るとともに経営幹部候補の育成に努めてまいります。

④ 社内管理体制の強化

ステークホルダーの皆さまから信頼される企業として相応しい組織的な管理体制を安定的に運用していくことが重要であると考えており、経営の公正性や透明性を維持確保するために、内部統制システム強化に継続的に取り組んでおります。

また、人材の採用により、組織規模が拡大することが見込まれるため、社内管理体制の充実やシステム化が重要であると考えており、管理機能の補強やシステム化の推進を引き続き実施してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第3期 平成26年2月期	第4期 平成27年2月期	第5期 平成28年2月期	第6期 (当事業年度) 平成29年2月期
売 上 高	2,814 千円	649,119 千円	960,386 千円	1,379,977 千円
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△)	△14,678 千円	△151,013 千円	135,144 千円	183,588 千円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△17,416 千円	△153,154 千円	131,941 千円	170,014 千円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△17,486 千円	△118,662 千円	88,925 千円	104,027 千円
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△174.86 円	△100.80 円	47.91 円	46.26 円
総 資 産	2,068 千円	361,184 千円	1,187,006 千円	1,927,582 千円
純 資 産	△7,396 千円	208,420 千円	977,859 千円	1,574,263 千円
1株当たり純資産額	△73.96 円	142.39 円	444.15 円	618.81 円

- (注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。
2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示し、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産額は、銭未満をそれぞれ四捨五入して表示しております。
3. 1株当たり当期純利益又は当期純損失金額の算出に際しては、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
4. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
5. 当社は平成26年3月1日に旧 株式会社エルテスを吸収合併し、同日付で株式会社エルテスに商号変更しております。
6. 当社は平成28年7月30日付で普通株式1株を100株にする株式分割を行ったため、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は当期純損失金額及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成29年2月28日現在）

当社は、リスクに特化したビッグデータ解析技術を基に、ソーシャルメディアを中心としたWeb上の様々なメディアに起因するソーシャルリスクを解決するためのサービスを提供するソーシャルリスク事業を行っております。

(8) 主要な営業所（平成29年 2 月28日現在）

名称	所在地
本 社	東 京 都 千 代 田 区
大 阪 オ フ ィ ス	大 阪 府 大 阪 市
福 岡 オ フ ィ ス	福 岡 県 福 岡 市
名 古 屋 オ フ ィ ス	愛 知 県 名 古 屋 市

(注) 当社は、平成29年 2 月20日付で本店所在地を「東京都港区新橋五丁目14番10号」から「東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号」へ変更しております。

(9) 従業員の状況（平成29年 2 月28日現在）

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
80 (58) 名	18 名増(10名増)	30.8 歳	1 年 8 ヶ月

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は年間平均雇用人員を（ ）内に外書きで記載しております。

2. 平均年齢、平均勤続年数はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

(10) 主要な借入先（平成29年 2 月28日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	41,672 千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社株式は、平成28年11月29日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年2月28日現在）

(1) 発行可能株式総数 8,800,000株

(2) 発行済株式総数 2,544,000株

(3) 株主数 1,810名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
菅 原 貴 弘	711,600 株	27.97 %
株式会社TSパートナーズ	254,200	9.99
株式会社産業革新機構	250,000	9.82
株式会社SBI証券	112,700	4.43
NTTインベストメント・パートナーズファンド 投資事業組合	83,300	3.27
日本証券金融株式会社	68,900	2.70
宮 前 幸 央	65,000	2.55
株式会社電通	62,500	2.45
NTTコムオンライン・マーケティング・ソリューション株式会社	60,000	2.35
株式会社マイナビ	41,600	1.63

(注) 持株比率は小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 平成28年7月30日を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割し、これにより発行可能株式総数は8,800,000株に、発行済株式の総数は2,201,600株となりました。
- ② 平成28年11月28日を払込期日とする公募増資により、発行済株式総数は150,000株増加して、2,351,600株となりました。
- ③ 平成28年12月30日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連した第三者割当増資により、発行済株式総数は32,400株増加して2,384,000株となりました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成29年2月28日現在）

第3回新株予約権

- ・臨時株主総会決議の日 平成28年2月15日
- ・発行決議の日 平成28年2月15日
- ・払込金額 払込を要しない
- ・行使価格 1株当たり1,200円
- ・行使期間 平成30年3月1日から平成38年2月14日まで
- ・行使条件
 - a. 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
 - b. 新株予約権を引受けた者が、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員の地位を保有していることとする。
 - c. 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
 - d. 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	250個	普通株式 25,000株	2名
社外取締役	50個	普通株式 5,000株	1名

(注) 当社は、平成28年7月30日を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割し、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用しております。これにより、「目的となる株式の種類及び数」は調整後の内容となっております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成29年2月21日を払込期日とする第2回新株予約権の権利行使に伴い、発行済株式総数は160,000株増加して2,544,000株となりました。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年2月28日現在）

地位及び担当	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	菅 原 貴 弘	—
取 締 役（管 理 部 長）	松 林 篤 樹	—
取 締 役（事 業 本 部 長）	紺 野 祐 樹	—
取 締 役	羽 藤 秀 雄	住友電気工業㈱ 常務執行役員
常 勤 監 査 役	奥 山 成 美	—
監 査 役	本 橋 広 行	本橋公認会計士事務所 代表 ㈱アグリクラスター 取締役
監 査 役	高 橋 宜 治	㈱ワイズ・ステージ 会長

- (注) 1. 取締役 羽藤 秀雄氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 奥山 成美氏、本橋 広行氏及び高橋 宜治氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 羽藤 秀雄氏並びに監査役 奥山 成美氏、本橋 広行氏及び高橋 宜治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 奥山 成美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 本橋 広行氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任時の会社における地位	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日	理由
福 井 義 高	社外取締役	㈱産業革新機構マネージングディレクター	平成28年3月14日	辞任
山 木 英 裕	社外取締役	㈱産業革新機構ヴァイス・プレジデント	平成28年7月29日	退任

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 6名 47,750千円（うち社外3名 8,400千円）
監査役 3名 9,600千円（うち社外3名 9,600千円）

- (注) 1. 報酬支給取締役数には、平成28年3月14日開催の臨時株主総会終結の時をもって辞任した社外取締役1名及び平成28年7月29日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含みます。
2. 取締役の報酬限度額は、平成26年1月31日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。監査役の報酬限度額は、平成26年1月31日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先 ・ 兼 職 内 容	兼職先と当社との関係
取 締 役	羽 藤 秀 雄	住友電気工業㈱ 常務執行役員	取引関係はありません。
取 締 役	山 木 英 裕	㈱産業革新機構 ヴァイス・プレジデント	同社は当社の株式を保有しております。
監 査 役	本 橋 広 行	本橋公認会計士事務所 代表 ㈱アグリクラスター 取締役	取引関係はありません。
監 査 役	高 橋 宜 治	㈱ワイズ・ステージ 会長	取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	羽 藤 秀 雄	当事業年度開催の取締役会には、20回中の全てに出席し、疑問点などを明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。消費者行政や知的財産権、企業ブランドの専門家として企業社会全体を踏まえた客観的視点から、経営判断や意思決定に必要な発言を行っております。
取 締 役	山 木 英 裕	平成28年7月29日に退任するまでに開催された取締役会には7回中7回に出席し、疑問点などを明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。総合商社での豊富な経験と金融業界において企業経営に携わった幅広い見識を活かし、経営判断や意思決定に必要な発言を行っております。
監 査 役	奥 山 成 美	当事業年度開催の取締役会には、20回中の全てに出席し、監査役会には16回中の全てに出席しました。公認会計士としての知見と経験を活かし、ガバナンス上の課題や適切な内部統制構築の見地から、経営判断や意思決定について適宜発言を行っております。
監 査 役	本 橋 広 行	当事業年度開催の取締役会には、20回中の全てに出席し、監査役会には、16回中の全てに出席しました。公認会計士としての知見と経験を活かし、企業成長過程での組織構築やガバナンス上の課題解決の見地から、経営判断や意思決定について適宜発言を行っております。
監 査 役	高 橋 宜 治	当事業年度開催の取締役会には、20回中の全てに出席し、監査役会には、16回中の全てに出席しました。経営管理の豊富な経験・知識を活かし、適切な組織運営の見地から、経営判断や意思決定について適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	9,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	11,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意する旨の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である上場申請のための有価証券報告書作成に関する助言・指導及びコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意にもとづき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制について、取締役会において「内部統制に係る基本方針」決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、監査役会設置会社とし、取締役会の監督機能と監査役の監査機能を通して、取締役の職務執行が、法令、定款及び諸規程等に適合することを確保いたします。取締役及び従業員は、企業倫理の確立ならびに取締役及び従業員による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「コンプライアンス規程」を遵守します。また、推進体制として「コンプライアンス委員会」を設置し、研修及び点検等を通じて、コンプライアンスの維持向上を図ります。内部監査において法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等、その他重要な書類等の取締役の職務の執行に係る情報について、適正に記録し、諸規程に基づき、文書または電磁的記録により適切な保存・管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については「リスクマネジメント規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施します。経営をめぐる各種リスクについての総括的管理体制として「リスクマネジメント委員会」を設置し、各種リスクへの対応状況を検討し定期的な評価と新たなリスクの特定を行い、対応策を実施することによりリスク低減を図るとともに、必要に応じて取締役会に報告される体制をとっております。また、内部監査を実施し、リスク管理体制の評価を行うとともに、潜在的なリスクの発生状況を監査します。経営に重大な影響を与える危機が発生した場合は、代表取締役社長を責任者とした対策本部を設置し、損失を最小限に抑えるとともに早期の回復に努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議及び決定するとともに、業務の進捗やリスクに関する事項について審議及び評価を行ないます。

取締役の職務の執行の効率性を確保するため、取締役会において経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標を定め、その経営目標の達成状況につき定期的に検証することにより、業務の効率化を図ります。

当社は、意思決定事項についての決裁方法、決裁者を定めた職務権限規程及び、各組織の業務分掌を定めた職務分掌規程を策定し、業務執行の範囲及び責任を明確化いたします。

⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制

諸規程等に基づき、適正な業務運営のための体制を整備するとともに、定期的または臨時に内部監査を実施し、内部統制の整備運用を推進し、改善策の指導、実施の支援及び助言等を行います。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関わる事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合、補助する業務内容に応じて適切な人材と人員を選出します。当該従業員については、取締役からの独立性と指示の実効性を確保するために、監査補助業務については監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役の指揮命令を受けないものとします。

また、当該従業員は監査補助業務を他の業務に優先して従事するものとし、当該従業員の任命、異動、評価、懲戒は監査役会の同意を要するものとします。

⑦ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、監査役が出席する取締役会その他重要な会議を通して、経営、財務及びコンプライアンスの状況、事業の進捗状況、経営の重要事項を定期的に報告します。取締役及び従業員は、その職務遂行に関して不正行為、法令または定款に違反する重大な事実の発生、当社に著しい損害を及ぼすその他の事実の発生等があった場合、直ちに監査役会に報告します。

監査役は、いつでも取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができるものとし、報告を求められた取締役及び従業員は遅滞なく監査役に報告します。

⑧ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社では、内部通報規程を策定し、役員及び従業員等が内部通報制度を通じて内部通報を行い、その通報が客観的な合理的根拠にもとづき誠意あるものであると判断した場合、当該通報を理由として通報者に対する不利益な取扱いを

行わず、かつ当該通報行為に対する報復行為や差別行為から通報者を保護するものとしします。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。また、緊急または臨時に支出した費用等についても、当社が事後的に負担するものとしします。なお、監査役会は、職務の遂行上必要と認める費用等について、予め予算を計上できるものとしします。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は監査のために必要となる会議に出席し、経営の適法性や効率性について監督するものとしします。また、監査役は、弁護士や公認会計士等の外部専門家ならびに内部監査部門等と緊密な連携を図るとともに、代表取締役社長との間で監査全般に係る意見交換の会合を定期的に開催しております。

- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のために「財務報告に係る基本方針」を定め、これに基づく内部統制の整備運用を行うとともに、金融商品取引法及びその他の関連法令等との整合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し、有効性向上のための取り組みを行います。

- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、組織的に毅然とした姿勢で対応します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制に係る基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。当事業年度における運用状況の概要は以下の通りです。

- ① 取締役の職務の執行について

経営及び業務執行の意思決定機関として、取締役会を月1回以上定期的に開

催し、取締役の相互監視機能を強化するとともに、活発な意見交換と審議の充実に努めました。社外取締役は適宜忌憚のない意見を述べており、経営や業務執行の監督機能、牽制機能を担っております。

② リスク管理体制について

総括的管理体制として「リスクマネジメント委員会」を定期的に開催し、各種リスクへの対応状況を検討し、定期的な評価と新たなリスクの特定を行うとともに、リスクの早期発見と未然防止のため、各部門との情報及び意見の共有を行いました。また、社外監査役及び顧問弁護士を窓口とする内部通報制度を設置しております。

③ コンプライアンス体制について

コンプライアンスへの理解を深め、健全な業務執行環境を構築するため、インサイダー取引防止、情報セキュリティ、知的財産等について定期的に研修を行い、法令及び社会規範の遵守の浸透、啓発を図りました。

④ 監査役の職務の執行について

取締役会に出席するほか、監査役会において定めた監査計画に基づき、重要会議への出席、重要書類の閲覧、取締役や幹部社員との面談、従業員への質問等により、監査を実施しております。

⑤ 内部監査の実施について

「年度監査計画書」に基づき、全部門を対象に、コンプライアンス遵守の状況について重点的に監査を行うことを方針として実施しております。また、監査役と定期的な情報及び意見の交換を行い、相互連携の強化に努めました。

⑥ その他

財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を策定し、これに基づき内部統制の整備、運用及び評価に努めました。

反社会的勢力排除に向け、取引先との間で締結する契約書などに反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、定期的な従業員研修によりその内容の周知徹底を図りました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成29年 2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,648,926	流 動 負 債	328,302
現 金 及 び 預 金	1,448,635	買 掛 金	14,896
受 取 手 形	17,347	一年内返済予定の長期借入金	16,656
売 掛 金	146,680	未 払 金	128,845
前 払 費 用	25,062	未 払 費 用	49,629
繰 延 税 金 資 産	14,773	未 払 法 人 税 等	73,736
そ の 他	245	前 受 金	18,246
貸 倒 引 当 金	△3,817	預 り 金	3,559
固 定 資 産	278,655	そ の 他	22,732
有 形 固 定 資 産	91,602	固 定 負 債	25,016
建 物 附 属 設 備	75,140	長 期 借 入 金	25,016
車 両 運 搬 具	3,073	負 債 合 計	353,318
工 具、器 具 及 び 備 品	13,389	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	18,106	株 主 資 本	1,574,263
ソ フ ト ウ ェ ア	18,047	資 本 金	751,078
そ の 他	59	資 本 剰 余 金	727,528
投資その他の資産	168,946	資 本 準 備 金	727,528
投 資 有 価 証 券	20,000	利 益 剰 余 金	95,656
敷 金	136,388	そ の 他 利 益 剰 余 金	95,656
破 産 更 生 債 権 等	2,889	繰 越 利 益 剰 余 金	95,656
長 期 前 払 費 用	5,561		
繰 延 税 金 資 産	6,766		
そ の 他	16		
貸 倒 引 当 金	△2,675	純 資 産 合 計	1,574,263
資 産 合 計	1,927,582	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,927,582

損 益 計 算 書

(平成28年 3 月 1 日から
平成29年 2 月 28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,379,977
売 上 原 価		508,567
売 上 総 利 益		871,410
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		687,822
営 業 利 益		183,588
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10	
そ の 他	24	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	348	
株 式 交 付 費	1,051	
株 式 公 開 費 用	12,209	13,608
経 常 利 益		170,014
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,368	2,368
税 引 前 当 期 純 利 益		167,646
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	73,797	
法 人 税 等 調 整 額	△10,179	63,618
当 期 純 利 益		104,027

株主資本等変動計算書

(平成28年3月1日から)
(平成29年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合 計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合 計		
				繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	504,890	481,340	481,340	△8,371	△8,371	977,859	977,859
当期変動額							
新株の発行	150,188	150,188	150,188			300,376	300,376
新株予約権の行使	96,000	96,000	96,000			192,000	192,000
当期純利益				104,027	104,027	104,027	104,027
当期変動額合計	246,188	246,188	246,188	104,027	104,027	596,403	596,403
当期末残高	751,078	727,528	727,528	95,656	95,656	1,574,263	1,574,263

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産……定率法を採用しております。但し、平成28年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 5～8年

- (2) 無形固定資産……定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に3年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 繰延資産の処理方法

株式交付費……支払時に全額費用処理しております。

- (2) 消費税等の会計処理……税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、この変更による計算書類及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,048千円増加しております。

(貸借対照表に関する注記)

資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産

建物附属設備	1,162千円
車両運搬具	1,534千円
工具、器具及び備品	3,019千円

(損益計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数
普通株式 2,544,000株
2. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
該当事項はありません。
3. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	5,489千円
未払賞与	6,711千円
貸倒引当金	2,003千円
減価償却超過額	7,976千円
敷金償却	4,221千円
その他	3,036千円
繰延税金資産小計	29,440千円
評価性引当額	△7,901千円
繰延税金資産合計	21,539千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

敷金は、本社等の賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金には主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金計画を作成及び更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因に織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。))。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,448,635	1,448,635	—
(2) 受取手形 (※1)	17,013	17,013	—
(3) 売掛金 (※1)	143,198	143,198	—
資産計	1,608,847	1,608,847	—
(1) 買掛金	14,896	14,896	—
(2) 未払金	128,845	128,845	—
(3) 長期借入金 (※2)	41,672	41,674	2
負債計	185,413	185,415	2

(※1) 受取手形、売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期借入金には、一年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金合計額を、同様な新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成29年2月28日
投資有価証券 (※1)	20,000
敷金 (※2)	136,388

(※1) 投資有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(※2) 敷金については、市場価格がなく、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,448,635	—	—	—
受取手形	17,013	—	—	—
売掛金	143,198	—	—	—
合計	1,608,847	—	—	—

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	16,656	16,656	8,360	—	—	—
合計	16,656	16,656	8,360	—	—	—

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	住所	資本金又は出資金(千円)	事業内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末帳簿残高
役員が議決権の過半数を所有している会社等	(株)TSパートナーズ	東京都港区	6,000	資産管理	(被所有)直接9.99	役員の兼任	新株予約権の行使	192,000	-	-

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

平成27年8月24日の臨時株主総会決議に基づき付与された、第2回新株予約権の行使であります。

3. (株)TSパートナーズは、当社役員の菅原貴弘が議決権の100%を直接保有しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 618円 81銭
- 1株当たり当期純利益 46円 26銭

(注) 当社は、平成28年7月30日付で普通株式1株を100株にする株式分割を行ったため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

株式分割

当社は、平成29年4月12日開催の取締役会において、株式分割について次のとおり決議いたしました。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性向上と投資家の皆様により投資しやすい環境を整えることで投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成29年5月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,544,000株
今回の分割により増加する株式数	2,544,000株
株式分割後の発行済株式総数	5,088,000株
株式分割後の発行可能株式総数	17,600,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成29年5月1日
基準日	平成29年5月31日
効力発生日	平成29年6月1日

3. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当該事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たりの情報は、それぞれ以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	309円41銭
1株当たり当期純利益	23円13銭

4. 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、平成28年2月15日開催の取締役会決議による当社発行の第3回新株予約権の行使価額を平成29年6月1日以降、以下のとおり調整いたします。

調整前権利行使価額	1,200円
調整後権利行使価額	600円

独立監査人の監査報告書

平成29年 4月12日

株式会社エルテス
取締役会 御中

三優監査法人

代 表 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	杉 田	純	Ⓔ
代 表 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	岩 田	亘 人	Ⓔ
業 務 執 行 社 員	公認会計士	井 上	道 明	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エルテスの平成28年 3月 1日から平成29年 2月28日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年4月12日

株式会社エルテス 監査役会

常 勤 監 査 役 奥 山 成 美 ㊟
(社 外 監 査 役)

監 査 役 本 橋 広 行 ㊟
(社 外 監 査 役)

監 査 役 高 橋 宜 治 ㊟
(社 外 監 査 役)

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役 2 名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役 紺野祐樹氏及び羽藤秀雄氏は辞任により退任いたしますので、取締役 2 名の補欠選任をお願いするものであります。なお、本取締役候補者は、取締役 紺野祐樹氏及び羽藤秀雄氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、前任者の取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	(はたやま たかよし) 畑山 卓美 昭和24年 6 月20日生	昭和48年 3 月 京都大学経済学部卒業 昭和48年 4 月 日本銀行入行 平成12年 8 月 デロイトトーマツコンサルティング(株)(現 アビームコンサルティング(株))顧問 平成16年 2 月 (株)アートシステムズ 代表取締役(現任) 平成28年 2 月 当社顧問	— 株
2	(おぜき まこと) 小関 誠 昭和26年 5 月15日生	昭和50年 3 月 東京都立大学経済学部卒業 昭和50年 4 月 三井造船(株)入社 昭和50年10月 A I U 保険会社入社 平成 9 年 1 月 同社常務執行役員 平成16年 7 月 A I G スター生命(株)専務取締役 平成18年 4 月 チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー 日本における代表者 平成22年 7 月 チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス(株)(現 A I G ジャパン・ホールディングス(株)) 取締役専務執行役員 平成25年 4 月 A I U 損害保険(株) 代表取締役社長 平成28年12月 同社代表取締役副会長 平成29年 4 月 同社顧問(現任)	— 株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 畑山卓美氏及び小関誠氏は、社外取締役候補者であります。
3. 畑山卓美氏を社外取締役候補者とした理由は、独立系コンサルタントとして、流通系企業の銀行創業支援及び大手通信会社の資金決済登録支援等を実施し、コンサルティング会社顧問のほか、金融当局、大手監査法人などの顧問を歴任していることから、これらの知見を当社の経営に活かしていただきたいためであります。
4. 小関誠氏を社外取締役候補者とした理由は、保険業における長年の経験及び経営者としての幅広い見識を有していることから、これらの知見を当社の経営に活かしていただきたいためであります。
5. 畑山卓美氏及び小関誠氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、各氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
6. 当社は、畑山卓美氏及び小関誠氏の選任が承認された場合、各氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約における損害賠償責任の限度額は法令が定める額といたします。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a full page of blank white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a template for writing or drawing. There are no margins, text, or other markings on the page.

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
プラザホール(霞が関ビルディング1階)



虎ノ門駅よりお越しの方

東京メトロ銀座線 「虎ノ門」駅下車

11番出口より徒歩約2分

霞ヶ関駅よりお越しの方

東京メトロ千代田線・日比谷線・丸ノ内線 「霞ヶ関」駅下車

A13番出口より徒歩約5分

○会場には駐車場の用意がございませんのでご了承ください。